

# 九谷焼技術者自立支援工房個室工房の使用留意事項

## 1 使用上の注意義務

使用者は、石川県立九谷焼技術者自立支援工房個室工房（以下「個室工房」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって使用するとともに信義、誠実に従って行為すること。

## 2 使用上の義務

使用者は原則として週のうち4日以上使用すること。

## 3 禁止事項

- (1) 作業用以外で使用（生活の場など）すること。
- (2) 個室工房の一部又は全部を第三者に転貸すること。
- (3) 個室工房管理者（以下「管理者」という。）の許可なく、他者に共同使用させること。
- (4) 個室工房の保全に害となる行為。
- (5) 爆発性、発火性のある物質、その他危険又は不潔悪臭のある物質を個室工房に搬入し、格納すること。
- (6) 動物を個室工房内で飼育すること。
- (7) 廃棄物について管理者の指定する方法以外で捨て、放置すること。
- (8) 風紀、衛生、騒音、犯罪、暴行等により他人の業務を妨害すること。
- (9) 自動車等を管理者の指定する場所以外に置くこと。
- (10) 電灯を消灯せず、扉を施錠せず、窯その他電気機器等を、消火、電源を切らずに退出すること。
- (11) 個室工房内での飲酒、喫煙（敷地内禁煙）。

## 4 修理

故意若しくは過失に基づく事由による修理は、使用者が費用を負担して実施するものとする。

## 5 個室工房鍵

個室工房鍵を使用開始時に渡すので保管すること。なお、退所時に返還すること。

## 6 管理者の個室工房内立ち入り点検

管理者は、個室工房の保守管理上必要があるときは、予め使用者に通知したうえで、個室工房内に立ち入り、これを点検し、適宜措置を講ずることができる。

ただし、緊急又は非常の場合で、管理者が予めこの旨を通知することが出来ないときは、事後すみやかに使用者に通知するものとする。この場合には、使用者は管理者に協力しなければならない。

## 7 損害の賠償義務

使用者又は訪問者等の故意又は過失により、管理者又は他の使用者若しくは第三者に損害を与えた場合は、使用者は管理者にすみやかに報告するとともに、自己の責任をもって直ちに原状回復その他の方法により損害の一切を賠償しなければならない。

## 8 その他

- (1) 個室工房使用上の事故、怪我について管理者は責任を負いませんので、使用者が各自、損害保険等に参加する事をお薦めします。
- (2) 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例および同施行規則を厳守すること。

## 個室工房の使用について

## 1 備品について

入居時、別紙「個室工房設置備品等チェックリスト」に記載されている備品が、工房内に揃っていることを確認し、チェックリストは管理室に提出してください。足りないものがある場合は、すぐに申し出て下さい。申請なく備品が不足していた場合、弁償の対象になるので御注意ください。

## 2 鍵の貸出について

個室工房出入口・飾台・共同工房通用口(トイレ利用)

以上3種の鍵を貸し出しますので退出時に返却してください。紛失した際には実費を請求します。

## 3 既設の電話について

既設の電話は研修所、自立支援工房の代表電話(57-3340)で着信の取次はできますが、個室工房からは発信できません。内線電話は研修所と工房のみ通話できます。加入電話が必要であれば各自で契約してください。

## 4 防火・防犯について

防火防犯には各自で十分に注意してください。

防犯ブザー(個室工房内)・防犯カメラ(中庭)・人感センサー(敷地内)を設置しています。

## 5 使用料金について

## (1) 個室工房使用料

納入通知書(研修所で作成)で毎月10日までに銀行で納めてください。

## (2) 電気・水道使用料

納入通知書(研修所で作成)で指定日(翌月25日頃)までに銀行で納めてください。

## (3) プロパンガス

電気窯還元用プロパンガスならびに湯沸かし器用ガスの使用契約・支払いは、研修所専務室は通さず個人契約になります。各自下記に連絡を取り、契約・支払い方法の確認を行ってください。

ENEOS グローブエナジー(株)加賀営業所 (加賀市加茂町ソ62-1 0761-77-0129)

## 6 工房ギャラリーで展示・販売する品物について

ギャラリー彩に作品の展示をお願いします。(販売・非売両方可)

作者紹介用紙(作品写真データ・プロフィール・制作への思い)を / ( )までに記入し、管理室へ提出して下さい。(支援工房 HP に掲載します。)

## 7 イベントの開催について

5月「九谷焼茶碗まつり」・11月「陶芸村まつり」開催時には工房ギャラリーに展示する商品の準備をしてください。なお、5月「九谷焼茶碗まつり」は参加費を商業組合に支払いします。(現状1日500円)

## 8 可燃ゴミ・プラゴミ・産業廃棄物について

- ・可燃ゴミ(毎週火・金)・プラゴミ(第1・3水)は収集日の朝9時までに研修所前の所定場所に廃棄してください。市指定のゴミ袋を使用し「個室〇号室」と明記してください。
- ・産業廃棄物は各自が処理業者と契約し処理してください。(別紙参照)

## 9 施設使用について

- ・カーテンは必要であれば各自で設置してください。日中は個室が見えるようカーテンを開け、午後5時以降は防犯上閉めてください。
- ・個室の蛍光灯等消耗品は各自で交換してください。
- ・共同工房内の底すり機、及び設備使用料のかからない機器、工具は無料で使用できます。
- ・工房のポストに届いた郵便物は共同工房通用口右手のボックスに投函しますので各自確認してください。

## 10 退去時について

設置・設備とも現状回復してください。入居時と同じく「個室工房設置備品等チェックリスト」を提出して頂きます。

## 11 その他

- ・DMを支援工房HPにて紹介できますので管理室にお持ちください。
- ・不明点などありましたら、管理室職員又は研修所技術指導課までお問い合わせください。